

消費者団体訴訟制度の概要について

平成18年消費者契約法改正により、同法に消費者団体訴訟制度を導入

制度導入前

制度導入後

消費者契約に関連した被害は、同種の被害が多数発生

- 個々の消費者は事後的措置（契約取消し等）で救済されても、他の消費者は被害を受ける可能性
- 被害が広がる前に、事業者による不当な勧誘行為・契約条項の使用を差し止める必要

直接被害を受けていない消費者には差止請求権は認められない

消費者団体の事業者への改善申入れは、法的裏付けがないため実効性において限界

適格消費者団体

- 内閣総理大臣は、申請に基づき、適格消費者団体を認定
- 適格要件
 - ・ 不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的
 - ・ 相当期間、継続的な活動実績
 - ・ 特定非営利活動法人又は公益法人
 - ・ 組織体制や業務規程が適切に整備
 - ・ 消費生活及び法律の専門家確保 等
- 内閣総理大臣による監督措置（更新制、立入検査、取消し等）

適格消費者団体が消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対して差止請求権を行使^(注)

消費者被害の未然防止・拡大防止

- 書面による事前の請求をして一週間が経過した後に訴えを提起することができる。
- 適格消費者団体と事業者との間の交渉による自主的な改善に繋げる。

(注) 本制度における差止請求とは、

- ・ 消費者契約法違反行為（不当な勧誘行為・契約条項の使用）を差し止めるもの
- ・ 事業者の業務自体の停止を求めものではない

消費者契約法等の一部を改正する法律案について

○消費者団体訴訟制度について

- ・平成18年消費者契約法改正により、同法に消費者団体訴訟制度を導入

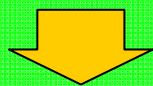
内閣総理大臣により認定された適格消費者団体が、消費者契約法上の事業者の不当行為に対して差止請求をすることができることとする。

→ 消費者被害の未然防止・拡大防止に資する。

○景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入について

現 状

- 商品・役務の内容の多様化を背景として、景品表示法及び特定商取引法違反行為による消費者被害の急増。消費者被害は、同種の被害が不特定多数の者に急速に拡大する。



- 公正取引委員会及び経済産業省の法執行のみでは、消費者被害の未然防止・拡大防止という観点からは、手が十分に行き届かない部分がある。

制度導入後

消費者団体訴訟制度を導入することにより、

- 同種被害が多数の消費者に拡大することを防止。
- より消費生活に密接な情報に基づいた景品表示法及び特定商取引法違反行為を排除する活動が期待される。
- 行政処分とは別に民事ルールとしての差止請求権を付与することにより、事案に応じて柔軟かつ迅速な解決を図ることができる。
- 公正取引委員会及び経済産業省のリソースをより迅速な対応が求められる重要な案件に集中させることができる。

○具体的な改正内容

(1) 消費者契約法

- ・ 内閣総理大臣と公正取引委員会及び経済産業大臣との連携
- ・ 差止請求権の行使状況に係る情報共有
- ・ その他、適格消費者団体が景品表示法及び特定商取引法上の差止請求権を行使し得ることとするに伴う所要の措置

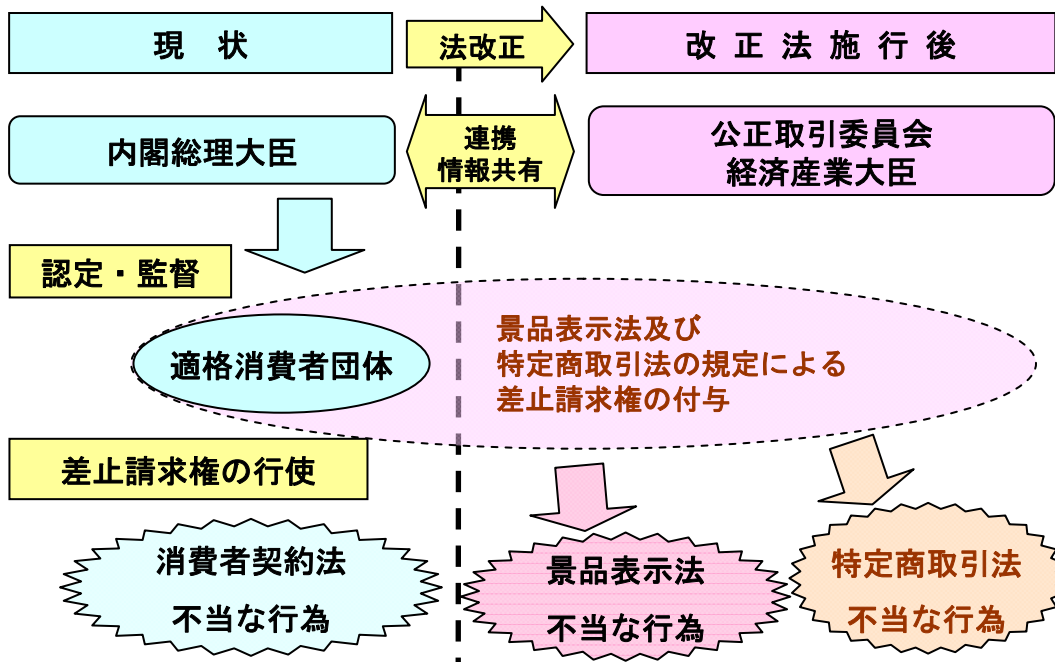
(2) 景品表示法

- ・ 差止請求権：適格消費者団体は、優良誤認表示・有利誤認表示といった景品表示法に規定する不当な行為について差止請求をすることができることとする。

(3) 特定商取引法

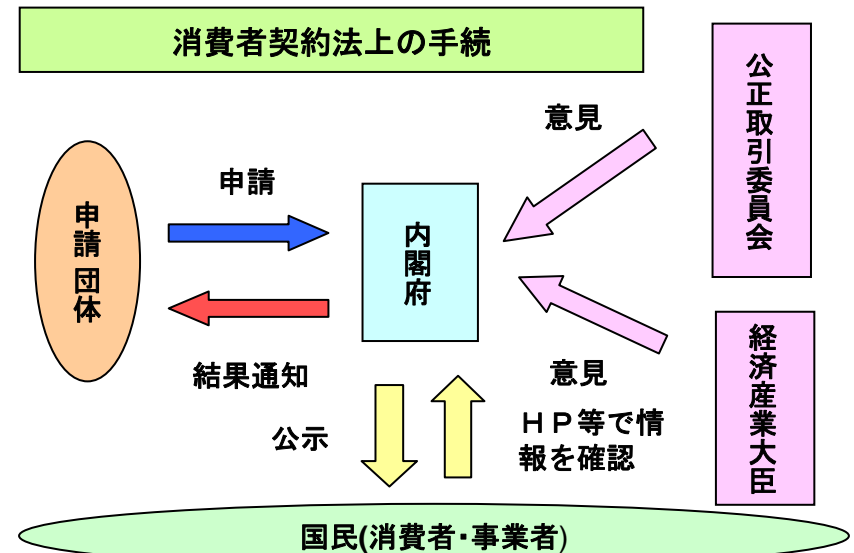
- ・ 差止請求権：適格消費者団体は、不実告知や威迫・困惑等の不当な勧誘行為又はクーリング・オフを無意味にするような特約を含む契約の締結等の特定商取引法に規定する不当な行為について差止請求をすることができることとする。

差止請求対象となる行為の拡大



適格消費者団体に景品表示法・特定商取引法に規定する消費者の判断を誤らせる不当な行為に対する差止請求権を付与することにより、消費者利益の擁護を図る。

適格消費者団体の認定・監督手続を一本化



内閣府によるワンストップ窓口

- 申請団体の事務負担を軽減
- 行政コストの削減
- 内閣府での一元的な情報提供・問い合わせが可能

○現在の消費者団体訴訟制度に対する評価及び損害賠償等請求制度の必要性に関する 適格消費者団体の意見

1. 現在の消費者団体訴訟制度に対する評価

(1) 積極的に評価できる点

- ・ 申入れに至らないお問合せの段階での協議が進み、未然防止の活動が大きく前進している。
- ・ 申入れの段階で約款等の是正が行われている。
- ・ 事業者が適格消費者団体の申入れに対し真摯に対応するようになった。
- ・ 事業者が殆どの場合回答・協議に応じるようになった。
- ・ 差止請求権の行使により実際に不当行為を辞めさせることが可能となった。
- ・ 差止請求権を有することから、事業者が自主的に不当行為を見直す動きがある。

(2) 検討すべき点

- ・ 不当契約条項の使用の推奨を行っている事業者に対する差止請求
- ・ 特定商取引法の169回国会改正で対象とならなかった規制に関する事項、割賦販売法、不正競争防止法へ差止請求の対象を拡大
- ・ 損害賠償請求権の確立
- ・ 適格消費者団体に対して事業者への資料請求、約款や契約書などについて開示を求める権限の付与
- ・ 訴訟や申入れに至らない段階での改善事例の関係省庁、国民生活センターによる公表・広報
- ・ 後訴制限効

2. 損害賠償等請求制度の必要性について

必要性を感じた事案とその理由は以下のとおり。

事案	理由
<p>2005年9月に、英会話学校に、約款の中途解約規定の是正を求める申入れを行った。当時、英会話学校は、消費者から不当利得返還請求の訴訟を提起されており、高裁ですでに消費者側勝訴の判決が出ていた。しかし、英会話学校は最高裁に上告するとともに、当団体の申入れに対しては、全面的に反論してきた。以上の経過をふまえ、当団体のホームページで申入れの内容と英会話学校側の反論を公表した。その後、英会話学校の被害者より、当機構に中途解約時の返金額が少ない旨の相談・情報提供が多数寄せられるようになった。相談者に対しては、中途解約規定の問題点について助言をしたが、英会話学校の強硬な対応から解決にいたったものはほとんどなかったようだ。また、被害額も少額であり、また英会話学校が徹底的に争う姿勢をみせていたことから、個々の被害者が訴訟を提起することも困難であった。</p>	<p>左記の件については、2007年4月に最高裁の判決が出て、英会話学校の中途解約規定について特定商取引法違反であることが確定した。同年6月には経済産業省の行政指導も行われ、被害者に救済の道が開かれたが、その後まもなくして英会話学校は倒産し、結局多くの被害者は救済されなかった。適格消費者団体が損害賠償請求権を有することになれば、このような事案について早期に訴訟を提起し、多くの消費者被害を救済することができたと考えられる。</p>
<p>大学受験予備校の入学金・授業料等の不返還規定について、当該規定の削除を求めたところ、当該条項は削除され、授業料と諸経費については授業開始前の入学辞退であれば全額を、上期中の解約であれば下期分を返還する旨定められた。</p>	<p>申入れ以前に入学辞退をした方々が被害回復をするためには、不当利得返還を個別に請求する必要がある、過去の入学辞退者は、そのような被害を受けたことも自覚できず、気づいたとしても手間や費用を考えると訴訟提起を躊躇することが考えられ、適格消費者団体に金銭請求権が認められれば、このような被害を回復することができる。</p>
<p>不動産賃貸業者の敷引特約について、差止請求するとともに、過去に敷引特約で取得した敷引金を消費者に返金するよう求めたことについて、差止請求については既に敷引特約の使用をやめたとのことであった。敷引金を消費者に返金するかどうかについては、個別の問題であるから回答しないという趣旨の回答を行っており、実際には、返金しないことが強く推測された。実際、その後、きちんと敷引金の返金を行ってないという情報が当NPO法人に寄せられた。</p>	<p>左記の事例などは、差止請求だけでは不当な利得を吐き出させることができないことを示している。より強力に不当行為を抑制するためには、不当な利得をはき出させる制度が必要であり、被害救済と不当利得の吐き出しを実現できる消費者の請求権を適格消費者団体が行使できるオプトアウト型の金銭請求制度が必要である。</p>

適格消費者団体の概要について

平成20年12月5日現在

名称	特定非営利活動法人 消費者機構日本	特定非営利活動法人 消費者支援機構関西	社団法人 全国消費生活相談員協会
住所 差止請求 関係業務 を行う地	東京都千代田区六番町15番地 主婦会館プラザエフ6階	大阪府中央区大手前1丁目7番31号 大阪マーチャンダイズ・マートビル1階 大阪府消費生活センター内	東京都港区高輪3丁目13番地22号 国民生活センター内 大阪府中央区北浜2丁目6番26号 大阪グリーンビルディング内
申請日 認定日	平成19年6月 7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年6月 7日申請 平成19年8月23日認定	平成19年8月31日申請 平成19年11月9日認定
代表者等 の氏名	会 長 根来 泰周 理事長 品川 尚志	会 長 北川 善太郎 理事長 榎 彰徳	会 長 及川 昭伍 理事長 下谷内 富士子
社員数	133名(うち、団体会員5名) (平成20年6月30日時点)	115名(うち、団体会員14名) (平成20年6月30日時点)	1835名(うち、団体会員0名) (平成20年6月26日時点)

名称	特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク	特定非営利活動法人 消費者ネット広島	特定非営利活動法人 ひょうご消費者ネット
住所 差止請求 関係業務 を行う地	京都市中京区烏丸通二条下ル 秋野々町529番地ヒロセビル5階	広島市中区上八丁堀7番1号ハイオス広島312号	神戸市中央区元町通6丁目7番10号関西ビル3階
申請日 認定日	平成19年10月12日申請 平成19年12月25日認定	平成19年11月14日申請 平成20年 1月29日認定	平成20年2月29日申請 平成20年5月28日認定
代表者等 の氏名	理事長 野々山 宏	理事長 吉富 啓一郎	理事長 清水巖
社員数	98名(うち、団体会員3名) (平成20年6月6日時点)	168名(うち、団体会員7名) (平成20年6月29日時点)	127名(うち、団体会員6名) (平成20年2月29日)

(参考) 消費者契約法・景品表示法・特定商取引法上の差止請求権の根拠条文

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）抄

（差止請求権）

第十二条 適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあつては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

2 適格消費者団体は、次の各号に掲げる者が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第三項までに規定する行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該各号に定める者に対し、当該各号に掲げる者に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 受託者等 当該受託者等に対して委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした事業者又は他の受託者等

二 事業者の代理人又は受託者等の代理人 当該代理人を自己の代理人とする事業者若しくは受託者等又はこれらの他の代理人

3 適格消費者団体は、事業者又はその代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項（第八条第一項第五号に掲げる消費者契約の条項にあつては、同条第二項各号に掲げる場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者又はその代理人に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該消費者契約の条項が無効とされないときは、この限りでない。

4 適格消費者団体は、事業者の代理人が、消費者契約を締結するに際し、不特定かつ多数の消費者との間で第八条から第十条までに規定する消費者契約の条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該代理人を自己の代理人とする事業者又は他の代理人に対し、当該代理人に対する是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

(差止請求の制限)

第十二条の二 前条又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第十一条の二の規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 当該適格消費者団体若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該差止請求に係る相手方に損害を加えることを目的とする場合

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をするを妨げない。

○不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）抄

（適格消費者団体の差止請求権）

第十一条の二 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）抄

（訪問販売に係る差止請求権）

第五十八条の四 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この章において単に「適格消費者団体」という。）は、販売業者又は役務提供事業者が、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第六条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

ハ 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第九条第八項（第九条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する特約

二 第十条の規定に反する特約

（通信販売に係る差止請求権）

第五十八条の五 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売をする場合の商品若しくは指定権利の販売条件又は役務の提供条件について広

告をするに際し、不特定かつ多数の者に対して当該商品の性能若しくは当該権利若しくは当該役務の内容又は当該商品若しくは当該権利の売買契約の申込みの撤回若しくは解除に関する事項（第十五条の二第一項ただし書に規定する特約がある場合には、その内容を含む。）について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

（電話勧誘販売に係る差止請求権）

第五十八条の六 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、電話勧誘販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第二十一条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

ハ 第二十一条第一項第六号又は第七号に掲げる事項

二 売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前号イ又はロに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

三 売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む売買契約又は役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第二十四条第八項に規定する特約

二 第二十五条の規定に反する特約

(連鎖販売取引に係る差止請求権)

第五十八条の七 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 統括者又は勧誘者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約(その連鎖販売業に係る商品の販売若しくはそのあつせん又は役務の提供若しくはそのあつせんを店舗等によらないで行う個人との契約に限る。以下この項及び第三項において同じ。)の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品(施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。第四号において同じ。)の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第三十四条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をするに際し、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、前号イ又はロに掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

三 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結させ、又はその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

四 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について広告をするに際し、その連鎖販売業に係る商品の性能若しくは品質若しくは施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の内容、当該連鎖販売取引に伴う特定負担又は当該連鎖販売業に係る特定利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は

実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

五 統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、勧誘者が、不特定かつ多数の者に対して前項第一号又は第三号から第五号までに掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その統括者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

3 適格消費者団体は、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が、その連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十条第四項に規定する特約

二 第四十条の二第六項に規定する特約

(特定継続的役務提供に係る差止請求権)

第五十八条の八 適格消費者団体は、役務提供事業者又は販売業者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その役務提供事業者又は販売業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 特定継続的役務提供をする場合の特定継続的役務の提供条件又は特定継続的役務の提供を受ける権利の販売条件について広告をするに際し、当該特定継続的役務の内容又は効果について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

二 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、又は特定継

続的役務提供等契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、不実のことを告げる行為

イ 役務又は役務の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利の場合にあつては、当該権利に係る役務の効果）

ロ 役務の提供又は権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質

ハ 第四十四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項

ニ 第四十四条第一項第七号又は第八号に掲げる事項

三 特定継続的役務提供等契約の締結について勧誘をするに際し、前号イからハまでに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為

四 特定継続的役務提供等契約を締結させ、又は特定継続的役務提供等契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

2 適格消費者団体は、役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者が、特定継続的役務提供等契約又は関連商品販売契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む特定継続的役務提供等契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、それぞれその役務提供事業者、販売業者又は関連商品の販売を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第四十八条第八項に規定する特約

二 第四十九条第七項（第四十九条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する特約

（業務提供誘引販売取引に係る差止請求権）

第五十八条の九 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約（その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所等によらないで行う個人との契約に限る。以下この条において同じ。）の締結に

ついて勧誘をするに際し、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、次に掲げる事項につき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

イ 商品（施設を利用し及び役務の提供を受ける権利を除く。）の種類及びその性能若しくは品質又は施設を利用し若しくは役務の提供を受ける権利若しくは役務の種類及びこれらの内容

ロ 第五十二条第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結させ、又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の解除を妨げるため、威迫して困惑させる行為

三 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引について広告をするに際し、当該業務提供誘引販売取引に伴う特定負担又は当該業務提供誘引販売業に係る業務提供利益について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると誤認させるような表示をする行為

四 業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引につき利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の締結について勧誘をする行為

2 適格消費者団体は、業務提供誘引販売業を行う者が、業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約を締結するに際し、不特定かつ多数の者との間で次に掲げる特約を含む業務提供誘引販売業に係る業務提供誘引販売取引についての契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、その業務提供誘引販売業を行う者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 第五十八条第四項に規定する特約

二 第五十八条の三第一項又は第二項の規定に反する特約